

道の駅トイレ広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県（以下「県」という。）が管理する、道の駅トイレの掲示板（以下「掲示板」という。）への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲出の場所、規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
道の駅ピュアラインにしき トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	2 枠	県が指定 する位置
道の駅あいお トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	1 枠	県が指定 する位置
道の駅仁保の郷 トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	2 枠	県が指定 する位置
道の駅きららあじす トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	4 枠	県が指定 する位置
道の駅みとう トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	4 枠	県が指定 する位置
道の駅きくがわ トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	2 枠	県が指定 する位置
道の駅蛍街道西の市 トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	1 枠	県が指定 する位置
道の駅萩往還 トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	2 枠	県が指定 する位置
道の駅あさひ トイレ掲示板	B 2 版 (縦728mm×横515mm)	ポスター	2 枠	県が指定 する位置

(募集)

第4条 広告を掲示板に掲出できる者（以下「広告掲出者」という。）は、公募により募集する。ただし、公募によっても広告を掲出する場所に空きがあるときは、随時に広告掲出者を募集する。

(決定)

第5条 知事は、前条の募集に対し、応募があったときは、要綱及び基準に基づき、応募者及び応募の内容について審査し、広告掲出者を決定する。

- 2 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により決定した広告掲出者が、第7条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(道路の占用の許可等)

第6条 前条第1項により契約の相手方として決定された広告掲出者は、広告の掲出をするに当たっては、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による道路の占用の許可を受けなければならない。

- 2 前項の広告掲出者は、広告の掲出をするに当たって、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づき、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置について条例の定めによる制限があるときは、当該条例の規定による許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第7条 知事は、前条に規定する許可を受けた広告掲出者と、広告掲出に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第8条 知事は、広告掲出者が掲出しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告掲出者に提出させ、これを審査するものとする。

- 2 知事は、前項の審査において、広告の内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告掲出者に対し、広告の内容等の修正等を指示するものとする。広告が掲出中であっても同様とする。

(契約の解除)

第9条 知事は、広告掲出者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 第6条に規定する許可が取り消された場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適当でないとして知事が判断した場合

(広告料の還付)

第10条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月14日から施行する。